

令和3年度八王子市農業委員会第12回総会会議録

- 1 開催年月日 令和4年3月25日 金曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後3時18分 まで
- 4 出席委員 (22名)

農業委員会委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 米 津 元 一 | 2 番 熊 澤 治 彦 |
| 3 番 馬 場 貴 大 | 4 番 中 西 伸 夫 |
| 5 番 原 島 元 義 | 6 番 有 竹 満 次 |
| 7 番 小 林 裕 恵 | 8 番 菱 山 史 郎 |
| 9 番 坂 本 真 一 | 10 番 田 中 政 博 |
| 11 番 美濃部 弥 生 | 12 番 峰 尾 達 雄 |
| 13 番 山 田 正 | 14 番 門 倉 豊 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 15 番 内 藤 廣 行 | 16 番 田 中 和 敏 |
| 17 番 内 田 茂 | 18 番 福 田 一 訓 |
| 19 番 三 上 正 治 | 20 番 町 田 裕 通 |
| 21 番 石 川 研 | 22 番 井 上 正 芳 |

5 事務局職員出席者

- | | |
|--------------|-------------|
| 事務局長 山 崎 光 嘉 | 課 長 須 藤 文 夫 |
| 主 査 上 原 裕 之 | 主 査 篠 原 勝 久 |
| 主 任 萩 原 健 太 | 主 事 山 崎 美知代 |

令和3年度(2021年度)

八王子市農業委員会 第12回総会 議題

(令和4年3月25日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第4 非農地証明の願出について
- 第5 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第6 農地の権利移動許可について
- 第7 農地の権利移動許可について
- 第8 農地の権利移動許可について
- 第9 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第10 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第11 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について
- 第12 農地法の適用を受けない土地であることの証明について
- 第13 令和4年度(2022年度)の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 第14 八王子市農業委員会会議規則の改正について
- 第15 農地利用最適化推進委員候補者の決定について

【報告案件】

- 第16 農地の権利取得の届出について
- 第17 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について
- 第18 農地所有適格法人の事業状況報告について

《午後2時00分開会》

議長 ただいまから、令和3年度八王子市農業委員会第12回総会を開会します。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、室内の換気等に配慮しておりますが、併せて総会の円滑な進行につきましても、みなさまのご協力をお願いいたします。本日、農業委員及び推進委員に欠席はございません。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思っております。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1 「市街化区域内農地の権利を伴わない転用の届出について」
2月1日から2月28日までの届出分（9件）
第2 「市街化区域内農地の権利を伴う転用の届出について」
2月1日から2月28日までの届出分（22件）

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。
質問なしと認め、進行します。

第3 「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3 「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。
（3件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。
質問なしと認め、進行します。

第4「非農地証明の願出について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第4「非農地証明の願出について」を説明。

所有者について、下柚木在住の1名。

願出地は下柚木字十一号にある1筆、230㎡。登記地目は「畑」。現況は「中古車展示保管場」、現況となった時期は「平成13年1月ころ」。

議長

報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。

農業委員

平成13年頃から現在の状況になっているとありますが、今になって申請が出たことに何か理由はありますか。

事務局

土地の登記に関する手続をするにあたり、現況と登記で地目が一致しておらず、土地の売買に支障をきたすため、ここで正式な手続をされるということです。

議長

ほかにごぎいませんか。

質問なしと認め、進行します。

第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第5「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。願出地が農業経営を引き続き行っていること（4件）

議長

報告は終わりました。第5についてご質問はありませんか。

質問なしと認め、進行します。

第6「農地の権利移動許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「農地の権利移動許可」について説明。

譲受人は堀之内在住。申請地は堀之内字五号の市街化区域の2筆。登記地目はそれぞれ雑種地、宅地、現況は全筆畑。面積は65.82㎡。

議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いします。

農業委員 それでは、ご報告いたします。3月8日、事務局職員と当該農地の調査を行い、譲受人からお話を伺いました。譲受人は平成31年に新規就農し、農業経営基盤強化促進法や都市農地の貸借の円滑化に関する法律の仕組みを利用しながら、順調に農地を借り受けて経営規模を拡大してきました。そのような中で育苗や出荷調整、また農業資材を保管する農地が必要となりました。そこで譲受人の自宅に隣接し、祖父が所有する生産緑地を贈与により取得することで話がまとまりました。今後は育苗や出荷調整、また農業資材を保管する農地として活用していくとのことでした。譲受人は「有機 JAS 認定」を取得するなど、付加価値の高い野菜の生産にも精力的に取り組む姿勢が伺え、農作物を育てることに対する思いが強く、勉強熱心で非常にまじめな方ですので、今後農地を維持管理していくことに問題はないと思います。報告は以上です。

議 長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。
ございませんので進行します。お諮りします。第6については、これを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することにしました。
第7「農地の権利移動許可について」と第8「農地の権利移動許可について」、は関連するので一括で審議をします。事務局より説明願います。

事務局

第7「農地の権利移動許可」について説明。
譲受人は3人で全員高月町在住。申請地は高月町の市街化調整区域の4筆。4筆のうち3筆の登記地目、現況地目は田、1筆の登記地目、現況地目は畑。面積は427㎡。

第 8 「農地の権利移動許可について」

譲受人は高月町在住。申請地は高月町の市街化調整区域の 1 筆。

登記地目、現況地目は田。面積は 561 m²。

議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いします。

推進委員 それでは、ご報告いたします。3月7日、事務局職員と当該農地の調査を行い、審議案件第7の譲受人の一人と、審議案件第8の譲受人の世帯員である長男からお話を伺いました。第7の譲受人は、経営規模拡大のため、令和2年9月及び令和3年7月に採草放牧地用に農地を取得してきました。そうしたところ牛の頭数も増え、生育に必要な飼料などを保管する農地が、牛舎の近くに必要となりました。そこで第7の譲受人の隣地で農地を所有している第8の譲受人に相談をしたところ、第7の譲受人が所有する農地と交換することで話がまとまりました。それぞれ交換する農地では今後、第7の譲受人は飼料の保管及びデントコーンの栽培用の農地として、第8の譲受人はお米を栽培していくとのことでした。第7、第8の譲受人ともに長きにわたり高月地区で農業を続けていますので、今後農地を維持管理していくことに問題はないと思います。報告は以上です。

議 長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。
ございませんので進行します。お諮りします。第7、第8についてはこれを決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第9「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地

利用集積計画の決定について」を説明。

貸し手1について、住所は高月町、設定する土地は高月町の土地1筆、476㎡。利用権の種類は賃借権、期間は10年間。

貸し手2について、住所は東京都あきる野市、設定する土地は高月町の土地2筆、1,104㎡。利用権の種類は賃借権、期間は10年間。

貸し手3について、住所は東京都福生市、設定する土地は高月町の土地1筆、376㎡。利用権の種類は賃借権、期間は10年間。

貸し手4について、住所は高月町、設定する土地は高月町の土地1筆、167㎡。利用権の種類は賃借権、期間は10年間。

借り手について、所在地は東京都台東区、賃借権の設定等を受ける土地の面積は2,123㎡。主たる経営作物は果樹、農業従事者は1人、農作業従事日数の見込みは年間150日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いします。

推進委員

それではご報告いたします。1月13日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借受人から今後の作付計画等を伺いました。今回利用権を設定する土地ですが、農地中間管理機構を介して情報提供があった農地で、令和3年11月から賃借している農地の近くの畑になります。現在は雑草が伸びている状態ですが、賃借の成立後は、草刈りと耕うんを行い、栽培環境を整えネギやサツマイモを育てていくとのことでした。収穫した野菜は、市内の農園で農業研修をしている頃から取引のある飲食店やスーパーへ出荷していくとのことでした。借受人は、令和3年11月に新規就農した後、借り受けた畑で草刈りと耕うんを行い、現在はきれいにネギを作付けしています。さらなる経営規模拡大を目指し、真摯に農業に取り組む姿勢は、新規就農希望者にとって模範となり、地域の活性化にもつながるため、大変心強く思っています。個人の経営は色々と大変なことも多

いと思いますが、地域の農業者との交流を深めながら、今後も頑張ってもらいたいと思います。報告は以上です。

議 長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第9についてはこれを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第10「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第10「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。

貸し手について、住所は北海道札幌市、設定する土地は土地2筆、838㎡。利用権の種類は、使用貸借権。

借り手について、住所は高倉町。利用権を設定する土地は高月町の土地2筆。838㎡。契約期間は10年間。

農業専従者は2人。農作業従事日数は年間250日。経営作物は野菜。

議 長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いします。

推進委員

それではご報告いたします。3月10日事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借受人から今後の作付計画等を伺いました。今回利用権を設定する土地ですが、農地中間管理事業を介して情報提供があり、所有者と話し合いをした結果、借り受けることになったそうです。当該地は借受人が利用権設定により既に貸借を始めている農地のすぐ近くに位置しており、傾斜がなく陽当たりも良い土地です。現在は雑草が伸びていますが、借り受けた後は草刈りと耕うんを行い、サツマイモを作付けしていくとのこと。収穫した

サツマイモは、農業研修をしている頃から取引のある飲食店やスーパーへ出荷していくほか、自宅前に自動販売機を設置し、無人販売を行っていくとのこと。借受人は、小作地区の農地を積極的に借り受け、経営規模の拡大を図られています。借受人の取り組みは農地の集約化が進むだけでなく、周辺の農業者へ良い刺激を与えることにつながるため、委員として大変嬉しく思います。安定した農業経営を続けるには、大変なことが多いと思いますが、身近な方々への感謝の気持ちを忘れずに、今後も頑張ってもらいたいと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第10についてはこれを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第11「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第11「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」を説明。

貸し手について、住所は大和田町三丁目、設定する土地は大和田町一丁目の土地1筆、計1,772㎡。利用権の種類は「使用貸借による権利」、期間は5年間。農作業従事日数は年間300日。

借り手について、住所は大和田町三丁目。農地面積は借入地が畑で5,834.91㎡。

耕作の事業内容について、主に大和田町の農地内に有人農産物直売所を設置して販売。農薬・化学肥料・動物肥料不使用の無肥料自然栽培。

八王子の伝統野菜である江戸東京野菜（高倉ダイコン、川口エンドウ、

八王子ショウガ)の栽培と普及活動としており、主たる経営作目は根菜類、葉菜類、果菜類、果樹。農業従事者は常時雇用が1名、臨時雇用が1名。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いします。

推進委員 それではご報告いたします。3月3日事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借受人の代表から、今後の作付計画を伺いました。貸し借りの対象となる生産緑地は、令和2年3月に借り受けた畑に隣接しており所有者も同じです。ここは北原国際病院の南にあたる住宅街ですが、一面に緑肥用のライ麦が栽培され所有者の手で、きちんと管理されていました。このライ麦は4月にすき込む予定です、ここでは江戸東京野菜を中心とした露地野菜を栽培するそうです。借受人は着々と経営規模を拡大しており、経営も安定しているようです。都市農地貸借円滑化法による貸し借りは、所有者に万が一のことがあった場合に立ち退く可能性があることから、所有者との信頼関係が重要になります。また、住宅街であるため近隣住民の理解も必要となります。借受人の代表は所有者と良好な関係が築けているようですし、農薬・化学肥料・動物肥料を使用せず、土埃がたたないよう近隣住民に配慮した畑の管理をしています。また、農業の発展と農地の維持に熱意を持って取り組んでいる様子が伝わってきましたので、安心して見守りたいと思います。報告は以上です。

議長 説明は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第11については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第12「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第12 「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を説明。

所有者について、住所は下柚木在住の1名。

願出地は堀之内にある2筆、932㎡。登記地目は「畑」。現況は

「原野」及び「山林」、現況となった時期は「平成29年1月ころ」。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員願います。

担当委員

それではご報告いたします。3月8日推進委員、事務局とともに現地を確認しました。当該地は、「東京薬科大学前」交差点から約220m西に位置しています。現況「原野」の土地は、全体的に雑草や雑木が生い茂っている状態であり、現況「山林」の土地は、全体的に篠が繁茂している状態でした。当該地は、令和2年2月に所有者の夫の死亡により願出者が相続しましたが、その夫が平成29年1月に父から相続した時点で、既に原野化、山林化が進行している状況であったとのこと。その後も耕作が困難な状態が続いたため、土地全体の原野化、山林化が著しく進行しました。耕作の用に供されていないことは明白であるため、現在の状態から再び農地へ戻すことは困難だと思います。報告は以上です。

議長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。

推進委員

事務局と委員からの説明のとおり原野や山林となった時期は、平成29年の1月ころとありますが、非農地証明は20年以上農地ではない状態が続くと証明書が発行されるという記憶があります。本件では、5年から6年しか経過していないようにお見受けしますが、それについてご教授願います。

事務局 転用行為による状態が20年以上経過したことが明白な場合、東京都知事の権限により非農地証明書が交付されます。今回の案件につきましては、平成29年に「農地法関係事務の手引き」が改訂されたことにより、森林や原野の様相を呈している場合は、農業委員会による現況判断に基づき、非農地という判定が出せることに変更されました。

推進委員 期間は関係ないということですか。

事務局 森林の様相を呈している場合については、期間の定めはないので、山林化が進行している場合、非農地という判断をすることは可能です。

議長 ほかにございませんか。

ございませぬので、進行します。お諮りします。第12については、これを証明することにご異議ございせんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。

第13「令和4年度（2022年度）の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第13「令和4年度（2022年度）の目標及びその達成に向けた活動計画について」を説明。

基本方針、そして具体的な計画活動として、「担い手への農地の利用集積・集約化」「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」「遊休農地に関する措置」「農地制度の周知及び適正な農地利用の促進」の各項目について説明。

議長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませぬので、進行します。お諮りします。第13については、これを決定することにご異議ございせんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第 14「八王子市農業委員会会議規則の改正について」を議題にします。
事務局より説明願います。

事務局

第 14「八王子市農業委員会会議規則の改正について」を説明。
令和 2 年度における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出等を踏まえ、委員の生命の安全を確保するため、特例的な対応として規定を追加。
その後、新型コロナウイルス感染症に対応するワクチン接種が進んでいることや感染症対策に配慮した総会運営が実施できていること、また、3 月 21 日をもって東京都の新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置期間も満了したことから、新たに追加した規定を適用せずに総会を開催することができる体制が整ったことで、追加した規定を削除。

議長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。
ございませんので、進行します。お諮りします。第 14 については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。
第 15「農地利用最適化推進委員候補者の決定について」を議題にします。なお、本件については本総会に出席している 3 名の推進委員が候補者となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本日出席の当事者 3 名は議事に参与することができませんので、委員の一時退席をお願いいたします。

<委員 3 名退出>

事務局より説明願います。

事務局

第 15「農地利用最適化推進委員候補者の決定について」を説明。
農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づき、推進委員として委嘱する 8 名の候補者は地区番号順に以下のとおり。

第一地区	和田 一彦
第二地区	田中 道夫
第三地区	内田 寛
第四地区	井上 正芳
第五地区	町田 裕通
第六地区	内田 清文
第七地区	大塚 隆廣
第八地区	門倉 豊

議長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第 15 については、推進委員として委嘱する 8 名を候補者に決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、8 名を決定することにしました。

<委員 3 名入室>

第 16「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 16「農地の権利取得の届出について」を報告。（3 件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。第 17「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 17「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。（1 件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。第 18「農地所有適格法人の事業状況報告について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 18「農地所有適格法人の事業状況報告について」を報告。（1 件）

議長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。
以上で、本総会議題の全日程は終了しました。
ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。
八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により、
第8番 菱山史郎委員
第9番 坂本真一委員
を指名します。よろしく申し上げます。
以上をもちまして、令和3年度八王子市農業委員会第12回総会を閉
会します。

《午後3時18分閉会》